

規 則

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十九号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成二十七年埼玉県条例第七十号)の施行期日は、平成二十八年十月一日とする。